

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定によって、東広島市内土地改良区の解散を令和四年一月十四日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの認可の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。

令和四年一月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦